



# 長野県報

7月20日(火)  
平成22年  
(2010年)  
第2183号

## 目 次

### 告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	4
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	4
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）	5
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康長寿課）	5
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	5
森林法に基づく保安林の指定の解除（森林づくり推進課）	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7
平成22年8月8日執行予定の長野県議会議員補欠選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間（選挙管理委員会）	7

### 公 告

一般競争入札（消防課）	7
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	8
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の認定（健康長寿課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（東北信運転免許センター）	8

### 告 示

#### 長野県告示第436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成22年7月20日

長野県知事 村井 仁

#### 1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	特定非営利活動法人ウェルライフ梓峰	長野県松本市島内332番地	訪問介護ステーション梓峰	長野県松本市島内343-1	平成22年6月1日
	特定非営利活動法人 まごころ	長野県上田市下之条804番地39	在宅介護サービス まごころ 千曲営業所	長野県千曲市屋代1454番地3	平成22年7月1日
通所介護	株式会社大地	長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字横前1095番地5	デイサービスぬくもり	長野県下高井郡山ノ内町大字平陰字欠端4387番地1	平成22年6月1日
特定施設入居者生活介護	株式会社ソーシャル・ネットワーク	長野県塩尻市広丘高出2007-5	ウィズ塩尻	長野県塩尻市広丘高出2007-5	平成22年5月5日

福祉用具貸与	有限会社ナカノ	長野県塩尻市広丘堅石 2146番地560	有限会社ナカノ	長野県塩尻市広丘堅石 2146番地560	平成22年6月1日
認知症対応型通所介護	特定非営利活動法人ぼれぼれ野の花	長野県大町市大町1698番地7	ぼれぼれお春香	長野県大町市大町1598番地2	平成22年5月1日
認知症対応型共同生活介護	有限会社すまいる	長野県中野市大字新野59-1	グループホーム風のコテージ	長野県中野市大字間山 838番地2	平成22年5月1日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
合同会社ケア招き猫	長野県北安曇郡松川村 5651番地334	ケア招き猫居宅介護支援事業所	長野県北安曇郡松川村 5651番地334	平成22年6月1日
特定非営利活動法人 リフト	長野県上田市神畑乙75番地3	うらら介護相談室	長野県上田市神畑乙75番地3	平成22年6月1日
有限会社ナカノ	長野県塩尻市大字広丘堅石 2146番地560	居宅介護支援事業所福祉支援センターナカノ	長野県塩尻市大字広丘堅石 2146番地560	平成22年6月1日

## 3 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社ナカノ	長野県塩尻市広丘堅石 2146番地560	有限会社ナカノ	長野県塩尻市広丘堅石 2146番地560	平成22年6月1日

## 4 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設	医療法人社団英駿会	長野県松本市島内3533	介護老人保健施設びおら	長野県松本市島内3533	平成22年5月1日
	医療法人社団英駿会	長野県松本市島内3533	介護療養型老人保健施設びおら	長野県松本市島内3533	平成22年5月1日
介護療養型医療施設	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市南長野北石堂町1177-3	長野県厚生農業協同組合連合会鹿教湯三才山リハビリテーションセンター・三才山病院	長野県上田市鹿教湯温泉 1777	平成22年4月1日

## 5 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
介護予防訪問介護	特定非営利活動法人ウェルライフ梓峰	長野県松本市島内332番地	訪問介護ステーション梓峰	長野県松本市島内343-1	平成22年6月1日
	特定非営利活動法人 まごころ	長野県上田市下之条804番地39	在宅介護サービス まごころ 千曲営業所	長野県千曲市屋代1454番地3	平成22年7月1日
介護予防通所介護	社会福祉法人依田窪福祉会	長野県上田市下武石776番地1	デイサービスセンター大門	長野県小県郡長和町大門 1531番地	平成22年4月1日
	株式会社大地	長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字横前1095番地5	デイサービスぬくもり	長野県下高井郡山ノ内町大字平隱字欠端4387番地1	平成22年6月1日
	医療法人緑風会	長野県東御市祢津343番地2	上田デイサービスセンター・とりい	長野県上田市住吉鳥居町 247番地1	平成22年3月12日
介護予防通所リハビリテーション	医療法人みゆき会	長野県飯山市下木島9番地	医療法人みゆき会飯山介護老人保健施設みゆき	長野県飯山市下木島9番地	平成22年6月1日
介護予防短期入所療養介護	医療法人みゆき会	長野県飯山市下木島9番地	医療法人みゆき会飯山介護老人保健施設みゆき	長野県飯山市下木島9番地	平成22年6月1日

介護予防特定施設入居者生活介護	株式会社ソーシャル・ネットワーク	長野県塩尻市広丘高出 2007-5	ウィズ塩尻	長野県塩尻市広丘高出 2007-5	平成22年5月5日
介護予防福祉用具貸与	有限会社ナカノ	長野県塩尻市広丘堅石 2146番地560	有限会社ナカノ	長野県塩尻市広丘堅石 2146番地560	平成22年6月1日
介護予防認知症対応型通所介護	特定非営利活動法人ばれぼれ野の花	長野県大町市大町1698番地7	ばれぼれお春香	長野県大町市大町1598番地2	平成22年5月1日
介護予防認知症対応型共同生活介護	有限会社すまいる	長野県中野市大字新野59-1	グループホーム風のコテージ	長野県中野市大字間山838番地2	平成22年5月1日

## 6 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社ナカノ	長野県塩尻市広丘堅石 2146番地560	有限会社ナカノ	長野県塩尻市広丘堅石 2146番地560	平成22年6月1日

地域福祉課

## 長野県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成22年7月20日

長野県知事 村 井 仁

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
					新	旧	
訪問介護	社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	長野県千曲市杭瀬下二丁目6番地	千曲市社会福祉協議会ヘルパーステーション	長野県千曲市磯部1110番地1	千曲市社会福祉協議会ヘルパーステーション	戸上ヘルパーセンター	平成22年4月1日
訪問入浴介護	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8番7号	アースサポート松本	長野県松本市庄内一丁目6番27号	アースサポート松本	アースサポート株式会社松本在宅サービスセンター	平成22年6月1日

## 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
				新	旧	
株式会社マスト	長野県飯田市上郷別府3313番地8	介護支援センターますと	長野県飯田市羽場町1丁目6番地11	長野県飯田市羽場町1丁目6番地11	長野県飯田市上郷別府3313番地8	平成22年4月10日

## 3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
					新	旧	
介護予防訪問介護	社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	長野県千曲市杭瀬下二丁目6番地	千曲市社会福祉協議会ヘルパーステーション	長野県千曲市磯部1110番地1	千曲市社会福祉協議会ヘルパーステーション	戸上ヘルパーセンター	平成22年4月1日

介護予防 訪問入浴 介護	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町 一丁目8番7号	アースサポート 松本	長野県松本市庄内 一丁目6番27号	アースサポート松 本	アースサポート株 式会社松本在宅サー ビスセンター	平成22年 6月1日
--------------------	-------------	---------------------	---------------	----------------------	---------------	---------------------------------	---------------

## 4 地域包括支援センター

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
飯田市社会福祉協議会	長野県飯田市東栄 町3108番地1	飯田市いいだ地 域包括支援セン ター	長野県飯田市銀座 3丁目7番地 銀 座堀端ビル2階	長野県飯田市銀座 3丁目7番地 銀 座堀端ビル2階	長野県飯田市東栄 町3108番地1	平成22年 2月15日

地域福祉課

## 長野県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国  
の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる  
場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年7月20日

長野県知事 村井 仁

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問介護	社会福祉法人千曲 市社会福祉協議会	長野県千曲市杭瀬下二丁 目6番地	更埴ヘルパーセンター	長野県千曲市杭瀬下13番 地1	平成22年3月31日
通所リハビ リテーション	医療法人社団敬仁 会	長野県塩尻市宗賀字床尾 1295番地	桔梗ヶ原病院	長野県塩尻市宗賀字床尾 1295番地	平成22年4月30日

## 2 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
介護予防訪 問介護	社会福祉法人千曲 市社会福祉協議会	長野県千曲市杭瀬下二丁 目6番地	更埴ヘルパーセンター	長野県千曲市杭瀬下13番 地1	平成22年3月31日
介護予防通 所リハビリテーション	医療法人社団敬仁 会	長野県塩尻市宗賀字床尾 1295番地	桔梗ヶ原病院	長野県塩尻市宗賀字床尾 1295番地	平成22年4月30日

地域福祉課

## 長野県告示第439号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成22年7月20日

長野県知事 村井 仁

## 精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
大鹿村立診療所	大鹿村大河原354	平成22年7月1日
クスリのアオキ上田中央薬局	上田市中央二丁目18-26	平成22年7月1日
クスリのアオキ石渡薬局	長野市大字石渡字東田59-2	平成22年7月1日
稻荷山医療福祉センター	千曲市大字野高場1835-9	平成22年7月1日

健康長寿課

**長野県告示第440号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成22年7月20日

長野県知事 村井 仁

## 精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
藤森訪問看護ステーション 松本市中央3-2-7	藤森訪問看護ステーション 松本市中央2-9-8	平成22年6月22日
訪問看護ステーションたんぽぽ 佐久市桑山1249-2	訪問看護ステーションたんぽぽ 佐久市八幡33	平成22年6月23日

健康長寿課

**長野県告示第441号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成22年7月20日

長野県知事 村井 仁  
辞退予告期間終了年月日  
平成22年6月15日

医療機関の名称	所 在 地
高木薬局	安曇野市豊科高家アルプス団地3770-63

健康長寿課

**長野県告示第442号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月20日

長野県知事 村井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木曾町福島2の1、2の34、2の35、3の1、3の2（次の図に示す部分に限る。）、3の3、3の7（次の図に示す部分に限る。）、3の8から3の22まで、3の24から3の26まで、3の28から3の34まで、3の37、3の39、3の41、3の60、3の63、97の1から97の4まで、97の8、97の10、99、100、242の1（次の図に示す部分に限る。）242の2、242の3、242の15、242の18、242の19、242の21

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第443号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月20日

長野県知事 村井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木曾町新開8791の1から8791の3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、8791の4、8791の5から8791の9まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、8791の10から8791の12まで、8791の14から8791の23まで、8792の1から8792の4まで、8793、8794、8795の1、8795の2、8796から8803まで、8805の1、8805の3から8805の6まで

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
新開8791の3・8791の5・8791の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第444号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月20日

長野県知事 村井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町三岳2705、2708の4

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第445号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月20日

長野県知事 村井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡南木曽町田立2096の21、2096の41、2097の37

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
田立2096の21・2096の41（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第446号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成22年7月20日

長野県知事 村井 仁

## 1 解除に係る保安林の所在場所

南佐久郡小海町大字豊里字つっこし4976の2

## 2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

## 3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

**長野県佐久建設事務所告示第7号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年8月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年7月20日

長野県佐久建設事務所長 戸田 明 宏

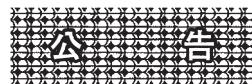
## 1 道路の種類 一般国道

## 2 路線名 141号

## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市長土呂字下北原862番の4地 先から 佐久市長土呂字上宮原894番の1地 先まで	旧	m	km
同上	新	10.7~22.7	0.1150
		12.2~23.4	0.1467

道路管理課

**長野県佐久建設事務所告示第8号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年8月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年7月20日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

1 路線名 141号

2 供用を開始する区間

佐久市長土呂字下北原862番の4地先から

佐久市長土呂字上宮原894番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成22年7月20日

道路管理課

**選告示第45号**

平成22年8月8日執行予定の長野県議会議員補欠選挙（下伊那郡選挙区、長野市選挙区、佐久市北佐久郡選挙区及び安曇野市選挙区）に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりです。

平成22年7月20日

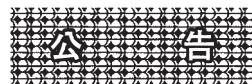
長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

基準日 平成22年7月29日（年齢については、平成22年8月8日）

登録日 平成22年7月29日

縦覧期間 平成22年7月30日

選挙管理委員会

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年7月20日

長野県知事 村井仁

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

平成22年度長野県防災行政無線設備更新工事

## (2) 役務の特質

仕様書のとおり

## (3) 履行期間

契約締結の日から平成23年2月28日まで

## (4) 履行場所

上田市材木町ほか

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による電気通信工事業の許可及び同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けた者のうち、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱（昭和39年2月18日付け39監第109号）第2第1項に規定する資格総合点数（電気通信工事に係るものに限る。）が758点以上の者であること。

(4) 種類を同じくする工事（多重無線設備の設置・更新等工事を国又は地方公共団体から元請けし、平成12年4月1日から公告日の前日までに誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 県内に本店又は営業所を有する者であること。（県外に本店を有する者に係る県内の営業所にあっては、長野県において建設請負工事に関する入札参加資格を有している営業所に限る。）

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026（235）7183

## 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨